

	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1	<p>なぜ本文中に「ガバメントクラウド」の文言が出てこないのか？ デジタル庁との連携が疑われる。 ガバメントクラウドと教育データの利活用の関係性を詳述願う。</p>	<p>教育データの取扱いに当たっては、ガバメントクラウドを含め、どのような基盤であっても個人情報保護法等に基づく適切な安全管理措置が求められることから、今後とも関係省庁とも連携しつつ、必要な検討を進めてまいります。</p>
2	<p>同意の実質的任意性と代替手段の保障について(事例7・事例9) 事例7(ウェアラブル端末)および事例9(メタバース)では、生徒・保護者への説明と任意性の確保が記載されています。この姿勢は重要です。しかし、学校と生徒の間には構造的な権力の不均衡があり、「任意」と説明するだけでは同意の実質的な自由は担保されません。</p> <p>EUの一般データ保護規則(GDPR)前文43は、公的機関とデータ主体の間に明らかな権力の不均衡がある場合、同意は有効な法的根拠とすべきではないと明記しています。欧州データ保護会議(EDPB)のガイドライン05/2020も、公立学校と生徒の関係を具体例として挙げ、強制や圧力が少しでもあれば同意は自由とはみなされないとしています。</p> <p>フランスでは2019年、高校への顔認識導入に対しCNIL(データ保護機関)が、学校と未成年者の権力の不均衡から同意は無効であると判断しました。2020年にマルセイユ行政裁判所もこの判断を支持し、より侵害の少ない代替手段が存在することを理由にシステム導入を差し止めています。スウェーデンのデータ保護機関も同年、出欠確認のための顔認識について同様の理由で学校に罰金を科しました。</p> <p>事例7では、ウェアラブル端末の装着を拒否した生徒が部活動で不利益を受けないことが明記されていません。事例9では、メタバースが不登校支援の唯一の手段となる場合、利用を拒否すれば支援そのものを受けられない構造が生じます。 以下の追記を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装着・利用を拒否した生徒に対して、教育機会や支援の質において不利益が生じないことを明記する ・同等の教育効果を持つ代替手段を必ず併設し、その旨を生徒・保護者に事前に説明する ・「同意」を唯一の適法性根拠とせず、法令上の公的任務に基づく厳格な安全管理を優先する運用を推奨する 	<p>本留意事項は、原則として、個人情報保護法等、現行の日本の法令に基づいて留意すべき点をまとめたものであるため、御指摘のGDPRの内容については含んでおりません。</p> <p>公立学校編・事例7は、公的機関として行うべき基本的な健康管理は徹底したうえで、ウェアラブル端末の着用者に対して上乗せで熱中症予防策を提供している事例です。</p> <p>また、事例9(メタバースプラットフォーム)も、公的機関として行うべき不登校支援の手段に加えて、希望者に対して付加的にメタバースプラットフォームを通じた支援を提供する事例を想定しています。</p> <p>なお、同意の実質的任意性の担保については、P19に記載をしております。</p>
3	<p>生体情報からの推論禁止と事前影響評価の導入について(事例7) 事例7では、取得した生体情報で身体上の疾患を推定しないこと、利用目的の範囲内でのみ活用することが記載されています。この記載は適切です。しかし、バイタルデータから生徒の心理状態やストレスを推論するリスクへの対応が不十分です。</p> <p>2024年に可決されたEU AI法(欧州AI規則)第5条(1)(f)は、教育機関において生体データに基づき自然人の感情を推論するAIシステムの使用を明確に禁止しています。心拍数や体温から疲労度やストレスレベルを推論する機能は、この禁止の対象に該当します。欧州委員会のガイドラインによれば、医療上・安全上の例外は生命への差し迫った脅威に限定され、一般的なウェルビーイングの測定には適用されません。</p> <p>また、GDPRは生体データ・健康データを「特別な種類の個人データ」として原則処理を禁止しており(第9条)、このようなデータ処理を行う前にはデータ保護影響評価(DPIA)の実施を義務付けています(第35条)。英国ICOも、子どもの生体情報を大規模に処理する場合にはDPIAが必須であると明記しています。</p> <p>日本の個人情報保護法でも心拍数や体温等の身体的特徴に関するデータは要配慮個人情報に近接する領域です。しかし、導入前の影響評価を制度的に義務付ける仕組みは現行の留意事項にありません。 以下の追記を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイタルデータから生徒の感情・心理状態・ストレス等を推論・評価するAI機能の利用を原則禁止とする旨を記載する ・ウェアラブル端末等の新技術を導入する際、教育委員会による事前のデータ保護影響評価(PIA)の実施を必須プロセスとして規定する ・取得するデータ項目を熱中症予防に必要な最小限に限定し、血中酸素飽和度や血圧等の不要な生体データの取得を契約で明示的に禁止する 	<p>本留意事項は、原則として、個人情報保護法等、現行の日本の法令に基づいて留意すべき点をまとめたものであるため、御指摘の欧州AI規則やGDPRの内容については含んでおりません。</p> <p>生体情報の活用には、ご指摘の通り、熱中症予防等の目的に必要な最小限のデータを取得することや利用目的の範囲内の利用が重要であると考えており、その旨を97ページに丁寧に記載しています。</p> <p>なお、データ保護影響評価(PIA)については総論編「2. プライバシーの保護」にて、実施を推奨する形で記載をしております。</p>
4	<p>メタバース上のチャット・行動履歴の保持制限について</p> <p>事例9では、チャットやビデオ通話の記録に機微な情報が含まれることを認め、閲覧範囲の限定や第三者提供の禁止が記載されています。しかし、保存期間が「年度末(最長1年)」と設定されており、データの機微性に対して長すぎます。</p> <p>不登校という脆弱な立場にある生徒がメタバース上で指導員に相談した内容が、最長1年にわたり管理職を含む複数の関係者が閲覧可能な状態で保持されることは、生徒に対する萎縮効果を生みます。安全な居場所として機能すべきプラットフォームが、事実上の監視環境となるリスクがあります。</p> <p>国連子どもの権利委員会の一般的意見25号(2021年)パラグラフ62は、感情分析や推論を通じて子どもの思想・信条の自由に干渉する慣行を禁止する規制の導入を各国に求めています。英国ICOのChildren's Codeは、子ども向けサービスにおいてデフォルトで高いプライバシー設定を適用し、必要最小限のデータのみを保持することを法的義務としています。EUのデジタルサービス法(DSA)第28条に基づくガイドラインも、未成年者のアカウントをデフォルトで非公開とし、行動シグナルに基づくプロファイリングを制限することを求めています。</p> <p>また、メタバース環境にはVRヘッドセット等が取得する空間的行動データ(視線の動き、身体の動き等)から、年齢、性別、障害の有無といった個人属性が推論されるという固有のリスクがあることが、最新の学術研究で報告されています。 以下の追記を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャットログおよびビデオ通話記録の保存期間を、指導上の必要性に応じた必要最小限(例:1か月以内)に短縮し、自動削除を義務付ける ・行動履歴データはアバター描画に必要な範囲で端末内(ローカル)処理を原則とし、クラウドサーバーへの送信・蓄積を契約で禁止する ・行動シグナルに基づくアルゴリズムによる生徒への自動的な介入・評価を行わない旨を明記する ・メタバースプラットフォームの調達要件として、デフォルトでの高プライバシー設定、データ最小化、プライバシー・バイ・デザインの遵守をチェックリスト化する 	<p>メタバース環境におけるチャットやビデオ通話記録には、児童生徒の個人的・機微な情報が含まれることから、保存期間を含め、慎重な取扱いが必要であると考えております。</p> <p>本事例では、活用現場の運用実態を踏まえた保存期間の例示として「年度末(最長1年)」を示しております。保存期間の具体的な日数については、各自治体・学校の運用実態や利用サービスの仕様等、個別の検討が必要であることから、本留意事項では一般的な例示にとどめております。</p> <p>なお、事例9のメタバースプラットフォームは、VRヘッドセット等での空間的行動データの取得・利用を想定したものではありません。</p> <p>新たなソフトウェア等を契約・導入する際に気を付けるべき事項については、手順編2-bやQ&A編Q(8)に記載をしております。</p>

<p>1.【意見の趣旨】 今回提案されている学習履歴や通知表のデータ化・一元管理について、教育改善の観点で有用性は理解します。しかし、個人識別情報の長期保存や中央管理はデジタルタトゥー化のリスクを伴い、将来的な個人の学習・社会的機会への影響が懸念されます。そのため、慎重な設計・運用が不可欠です。</p> <p>2.【懸念点】 * 個人情報の固定化 成績や学習履歴が長期的に残ることで、幼少期の評価が将来にわたり影響する可能性。 * プライバシー・監視リスク 一元管理された情報が漏洩・不適切利用された場合、個人の権利に深刻な影響を及ぼす恐れ。 * アルゴリズム・政策利用の副作用 データ活用の際、家庭環境や学校差に基づくバイアスが固定化され、格差の助長につながる可能性。 * デジタルタトゥー問題 一度記録された情報は完全には消えず、長期的な社会的影響が避けられない。</p> <p>3.【提案】 * 個人情報は義務教育終了時点で削除 保存は最小限にとどめ、中央サーバーへの転送を避ける。 * 匿名化・集計データの活用 教育改善や政策評価に必要な統計データのみを長期保存し、個人特定が不可能な形で管理。 * アクセス権限と本人コントロール 学生・保護者による閲覧、訂正、削除権を明確化。 学校・教育委員会・デジタル庁のアクセス権限を役割ごとに厳格化。 * デジタル庁との連携によるガバナンス 国家レベルでの監査・アクセスログ管理を徹底し、再識別リスクを定期評価。 * 透明性の確保 どのデータがどのように使われるかを、本人および保護者に通知。</p> <p>4.【結論】 教育改善のためのデータ活用は重要ですが、個人の将来の権利保護を最優先に設計することが不可欠です。デジタルタトゥー化のリスクを前提にした制度設計、匿名化・集計データの活用、デジタル庁との連携によるガバナンスの確立を強く求めます。</p>		<p>本留意事項は、児童生徒の個人情報保護等の観点から、初等中等教育段階の公立学校の教職員、教育委員会の職員等が、児童生徒の教育データを取り扱う際に留意すべきポイントをまとめたものです。</p> <p>個人情報保護法に基づき、取得する個人情報に対して利用目的を特定し明示すること、必要な範囲でのみ個人情報を保有すること、不要になった個人情報は削除等の適切な対応を行うことについては留意事項内に記載をしており、教育委員会・学校における保存期間の設定もこれらの原則を踏まえて行うべきものとしています。</p> <p>頂いた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>公立学校編</p> <p>1. 上位規範との整合性 本留意事項案が定めるデータ活用の方向性が、日本国憲法が究極的価値として掲げる「個人の尊厳」および「自己決定権」の不可侵性とどのように整合するか。 特に、児童生徒が自らの内面的な試行錯誤のプロセスを、公的な記録として永続的に管理・解析されることを強制されない「不可侵の領域」をいかなる論理で担保しているか提示されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>		<p>ご指摘の事項は、本留意事項の検討の範囲を超えるものと考えております。</p>
<p>公立学校編</p> <p>1. 憲法条文との整合性・非矛盾性 デジタル教科書の操作ログ(閲覧・静止時間、修正履歴等)が、憲法第19条の「思想・良心の自由」および「沈黙の自由」の対象となる「内面的な思考過程」に該当すると解釈に対し、反証がある場合はその法理的根拠を明示されたい。 また、蓄積されたデータの「消去権(忘れられる権利)」の不在が、憲法第13条(幸福追求権)に由来するプライバシー権を実質的に空洞化させていないか照合されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>		<p>ご指摘の事項は、本留意事項の検討の範囲を超えるものと考えております。</p>
<p>公立学校編</p> <p>1. 法体系・制度設計 設置者ごとの法的な区分け(個人情報保護法の適用差異)を利用し、実態として「学習履歴の全件収集」という一律の社会実装を先行させる手法が、法体系における「明確性の原則」および「比例原則」に抵触しないことを証明されたい。 特に、公的な枠組みにおいて「包括的な同意」の取得が、本来の法的保護を回避する「バックドア」として機能することを防止する制度設計の有無を確認します。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>		<p>公立学校編・私立学校編・国立学校編の区分けは、教育データの利活用にあたり公立・私立・国立学校それぞれが留意すべき個人情報保護法の規律が異なることを理由に作成したものであり、学習履歴の全件収集を意図するものではありませんので、ご指摘事項にはあたりません。</p>
<p>公立学校編</p> <p>1. 政治的統制構造 教育データの利活用が、将来的に「デジタルID(マイナンバー等)」と結合し、国民の能力選別や行政サービスの制限、あるいは社会的なスコアリングの指標として転用されるリスクに対し、行政から独立した第三者機関による「不可逆的な監視・遮断構造」が実装されているか照合されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>		<p>本留意事項の内容は、マイナンバー等デジタルIDと結合することを想定した内容ではございませんので、ご指摘事項にはあたりません。</p>

	<p>公立学校編</p> <p>1. 行政運用・判断プロセス 特に公立学校においては、設置者である教育委員会が、地方公共団体の機関として主権者に対する直接の説明責任を負います。</p> <p>10 運用指針において多用される包括的表現「など」が、教育現場における恣意的な解釈拡大を許容することを排除されたい。行政判断の結果として生じる機微情報の流出や目的外転用に対し、教育委員会およびその責任主体がいかなる形式で責任を負い、原状回復を行うのか、その具体的運用指針を説明されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	<p>万が一、教育データが流出してしまった場合や意図せずに削除されてしまった場合の教育委員会、学校の対応についてはQ&A編Q(10)にて説明しております。</p> <p>上記箇所には、漏えい報告等の主体は、「行政機関の長等」であり、公立学校においては、「地方公共団体の機関」である教育委員会が個人情報保護委員会への報告・本人への通知を行うことになる旨等を記載しております。</p>
	<p>私立学校編</p> <p>1. 上位規範との整合性 本留意事項案が定めるデータ利活用の方向性が、日本国憲法が究極的価値として掲げる「個人の尊厳」および「自己決定権」の不可侵性とのように整合するか。特に、児童生徒が自らの内面的な試行錯誤のプロセスを、公的な記録として永続的に管理・解析されることを強制されない「不可侵の領域」をいかなる論理で担保しているか提示されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	<p>ご指摘の事項は、本留意事項の検討の範囲を超えるものと考えております。</p>
	<p>私立学校編</p> <p>1. 憲法条文との整合性・非矛盾性 デジタル教科書の操作ログ(閲覧・静止時間、修正履歴等)が、憲法第19条の「思想・良心の自由」および「沈黙の自由」の対象となる「内面的な思考過程」に該当すると解釈に対し、反証がある場合はその法理的根拠を明示されたい。</p> <p>また、蓄積されたデータの「消去権(忘れられる権利)」の不在が、憲法第13条(幸福追求権)に由来するプライバシー権を実質的に空洞化させていないか照合されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	<p>ご指摘の事項は、本留意事項の検討の範囲を超えるものと考えております。</p>
	<p>私立学校編</p> <p>1. 法体系・制度設計 特に私立学校において、設置者と保護者間の「在学契約」を盾に、学習履歴の提供を実質的に強制し、拒否権(オプトアウト)を形骸化させる構造を、文部科学省はいかに監督するのか。</p> <p>13 建学の精神や独自の教育方針が、憲法上の基本的権利を上書きする免罪符となっていないか。民間事業者の営利目的(AI開発等)へのデータ転用を助長しないための「行政による最小限の介入基準」を明示されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	<p>学校と児童生徒・保護者間の関係性を考慮した同意等の実質的任意性の担保については重要であると考えており、P19に記載をしております。</p>
	<p>私立学校編</p> <p>1. 政治的統制構造 教育データの利活用が、将来的に「デジタルID(マイナンバー等)」と結合し、国民の能力選別や行政サービスの制限、あるいは社会的なスコアリングの指標として転用されるリスクに対し、行政から独立した第三者機関による「不可逆的な監視・遮断構造」が実装されているか照合されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	<p>本留意事項の内容は、マイナンバー等デジタルIDと結合することを想定した内容ではございませんので、ご指摘事項にはあたりません。</p>
	<p>私立学校編</p> <p>1. 行政運用・判断プロセス 運用指針において多用される包括的表現「など」が、行政現場における恣意的な解釈拡大を許容することを排除せよ。</p> <p>15 また、大規模な通信障害等のシステムダウン時において、憲法第26条の「教育を受ける権利」をアナログ的手段(紙の教科書等)で継続保障するための冗長性が、具体的運用指針においていかに定義されているか説明されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	<p>ご指摘の事項は、本留意事項の検討の範囲を超えるものと考えております。</p>

	<p>国立学校編</p> <p>1. 上位規範との整合性 本留意事項案が定めるデータ活用の方向性が、日本国憲法が究極的価値として掲げる「個人の尊厳」および「自己決定権」の不可侵性とどのように整合するか。</p> <p>16 特に、児童生徒が自らの内面的な試行錯誤のプロセスを、公的な記録として永続的に管理・解析されることを強制されない「不可侵の領域」をいかなる論理で担保しているか提示されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	<p>ご指摘の事項は、本留意事項の検討の範囲を超えるものであると考えております。</p>
	<p>国立学校編</p> <p>1. 憲法条文との整合性・非矛盾性 デジタル教科書の操作ログ(閲覧・静止時間、修正履歴等)が、憲法第19条の「思想・良心の自由」および「沈黙の自由」の対象となる「内面的な思考過程」に該当すると解釈に対し、反証がある場合はその法理的根拠を明示されたい。</p> <p>17 また、蓄積されたデータの「消去権(忘れられる権利)」の不在が、憲法第13条(幸福追求権)に由来するプライバシー権を実質的に空洞化させていないか照合されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	<p>ご指摘の事項は、本留意事項の検討の範囲を超えるものであると考えております。</p>
	<p>国立学校編</p> <p>1. 法体系・制度設計 特に国立大学附属学校等において、「学術研究」を名目とした例外規定が、主権者の厳格な同意やデータ消去権を無効化する「バックドア」として機能することを防止する制度設計の有無を問います。</p> <p>18 研究の公共性を優先するあまり、児童生徒の試行錯誤のログが半永久的に研究対象として固定化・共有化されるリスクに対し、行政が示す具体的かつ客観的な制約基準を提示されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	<p>個人の権利利益を不当に侵害する恐れがある場合は、学術研究目的である場合も例外事由には当てはまらない旨をP177に記載しております。</p>
	<p>国立学校編</p> <p>1. 政治的統制構造 教育データの利活用が、将来的に「デジタルID(マイナンバー等)」と結合し、国民の能力選別や行政サービスの制限、あるいは社会的なスコアリングの指標として転用されるリスクに対し、行政から独立した第三者機関による「不可逆的な監視・遮断構造」が実装されているか照合されたい。</p> <p>19 行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	<p>本留意事項の内容は、マイナンバー等デジタルIDと結合することを想定した内容ではございませんので、ご指摘事項にはあたりません。</p>
	<p>国立学校編</p> <p>1. 行政運用・判断プロセス 運用指針において多用される包括的表現「など」が、行政現場における恣意的な解釈拡大を許容することを排除せよ。</p> <p>20 また、大規模な通信障害等のシステムダウン時において、憲法第26条の「教育を受ける権利」をアナログ的手段(紙の教科書等)で継続保障するための冗長性が、具体的運用指針においていかに定義されているか説明されたい。</p> <p>行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。公務員の憲法擁護義務に基づき、本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。</p>	<p>ご指摘の事項は、本留意事項の検討の範囲を超えるものであると考えております。</p>
	<p>21 昨年末、文部科学省でデータベースの活用を行っているかの調査をされています。その結果、約7割の自治体、学校法人が活用していないことが判明しました。学校関係者は、わいせつ教員に対する危機感がありません。わいせつ教員を撲滅するという国策に反逆しているのです。活用していなかった学校法人、自治体は公表すべきです。深刻な被害をうけるのは子どもたちです。学校の利益を守るために文部科学省は厳しい態度を示す必要があります。場合によっては解散命令を出すことも視野に入れてください。</p>	<p>頂いた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
	<p>22 生成AIは前提としてLLMによる著作権侵害という犯罪を犯しています。そして個人の情報を無断で収集し、個人情報や機密情報の漏洩などの問題が起こっています。</p> <p>犯罪とプライバシーの侵害を犯しているAIを、子供たちのために使うというのはあまりにもおかしな話です。あなた達は、子供たちをデータとして売り渡すような真似をして、犯罪に加担するのでしょうか？</p> <p>生成AIによって画像に移っている人を裸にして遊んでいるようなポルノ犯罪もあります。生成AIにより思考を放棄し言いなりになっている人もおり、自殺補助や犯罪補助が起こった事例もあります。間違った情報を鵜呑みにし死亡した事件もあります。</p> <p>このようなリスクの高いものは、教育現場から排除すべきです。</p> <p>生成AIはLLMの構造上、思考しないのです。なので何億、何兆という大量のデータを無断で収集し、単語を紐づけそれっぽいことを言うことしかできないのです。生成AIが万能ですごいAIだと思っているのなら、それは間違いです。</p>	<p>頂いた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

23	<p>教育データの利活用は効率的で良い面もあるがプライバシー、セキュリティリスクがあるから何とも。はつきり賛成や反対と言いきれません</p>	<p>頂いた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
24	<p>公立学校編の31ページから36ページまでの懸念について、強く賛同します。 感情推測AIは欧州の規制法では禁止されている分野です。 プライバシーの侵害にあたる可能性や子どもの精神を傷つける可能性だけではなく、学校にこれを導入すると大人にとって都合の良い生徒の言動以外を排除する要素に陥る可能性も指摘できます。 また、チャットタイプの生成AI依存の問題が報道されていますが、このAIも教師側の依存の危険性もあると思います。 教育の場では人手不足が叫ばれて久しく、そのためAIの導入が推進されていますが、まずは教師の労働量を減らすことで、教師という職業を選択する人が増えるのではないのでしょうか？ 最新技術だけではなく、足もとから見直すようにお願いします。</p>	<p>頂いた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
25	<p>データ項目の「関連性」の観点の導入について</p> <p>・該当箇所 I. 総論編 1. 3. 2「個人情報の保・取得」 II. 手順編 1「取得」 事例編の各事例における利用目的の特定及びデータ項目の選定に関する記載 IV. Q&A編 Q(8)「新たな学習用ソフトウェア等を契約・導入する際、個人情報の取扱いに関してどのようなことに気を付けねばよいですか。」</p> <p>・意見 教育データの利活用において、取得するデータ項目の各々が、特定された決定の目的に対して「関連するもの」であるかを検討する観点を、本文中に導入すべきである。具体的には、以下の3点の修正・追加を求める。</p> <p>(1) 利用目的の特定に際し、児童生徒に対する「決定」の内容を明示すること 総論編 1. 3. 2及び手順編 1において、利用目的の特定に関する記載があるが、何をもちて具体的な特定とするかの基準が示されていない。事例編の利用目的の記載例をみても、「学習指導・生活指導に利用する」といった程度の特定にとどまっている。 教育データの利活用においては、取得したデータが児童生徒に対するどのような決定に用いられるのかが核心的な問題である。例えば、公立学校編事例2のAIドリルであれば「習熟度に応じた出題の自動選択」が決定であり、心の健康状態把握ツール（公立学校編事例6、私立学校編事例3）であれば「教員による面談対象者の選定や指導方針の決定」が決定である。利用目的の特定に際し、このような決定の内容まで明示する実務を促すべきである。これは個人情報保護法の利用目的特定義務（公立学校編につき61条1項、私立学校編につき17条1項）の「できる限り具体的に特定」の解釈として、現行法の枠内で要求可能なものである。</p> <p>(2) 取得するデータ項目の選定に「関連性」の観点を加えること 手順編 1及び事例編において、取得するデータ項目について「利用目的の達成に必要な最小限かつ十分な情報のみを取得する」との記載がある。しかし、「必要最小限」はデータの量の問題であって質の問題ではない。 OECDガイドライン第2原則は、正確性・最新性だけでなく「利用目的との関連性(relevant to the purposes for which they are to be used)」を要求しており、本留意事項がOECDガイドラインを参照していることと明記している以上、関連性の要求を落とす理由がない。また、本留意事項のコラム1が引用する「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」（個人情報保護委員会、令和7年1月17日）も、第3原則で「個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性」を掲げている。コラム1でこの原則に言及しているにもかかわらず、本文でその内容を具体化していないのは不整合である。</p> <p>手順編の「取得」のステップにおいて、「取得しようとするデータ項目の各々が、上記で特定した決定の目的に対して関連するものであるかを確認する」旨のステップを追加すべきである。「関連するもの」とは、そのデータ項目がなければ当該決定を適切に行うことができないという意味であり、統計的な相関関係があるかどうか（すなわち決定の精度向上に「役に立つ」かどうか）とは異なる。</p> <p>(3) 学習用ソフトウェア等の自動処理に基づく決定のロジックの確認を求めること Q(8)において、学習用ソフトウェア等を契約・導入する際の確認事項として、安全管理措置やデータの第三者提供の禁止等が挙げられている。しかし、学習用ソフトウェア等が児童生徒に対する評価・判定・推薦等を自動的に行う場合（公立学校編事例2のAIドリルにおける習熟度判定、心の健康状態の判定等）に、その処理のロジックが適切であるかという確認事項が欠けている。 Q(8)の「個人情報の取扱いを委託する際に契約書に明記すべき事項」に、「(9) 学習用ソフトウェア等が児童生徒に対する評価・判定等を自動的に行う場合には、当該処理に用いられるデータ項目が決定の目的に対して関連するものであること、及び処理のロジックの概要について委託元が把握できること」を加えるべきである。 委託先のアルゴリズムの内容を委託元が把握できなければ、委託先の監督（個人情報保護法25条又は66条1項）を実質的に果たすことは困難である。特に、AIドリル等が児童生徒の利用ログや操作履歴から習熟度や学習態度を推定し、それに基づいてフィードバックを生成する場合、推定に用いられるデータ項目が学習指導という決定の目的に対して関連するものであるかは、児童生徒に対する公平性の確保の観点から確認されるべきである。</p> <p>理由 教育データの利活用は、児童生徒に対する体系的な決定（成績評価、習熟度判定、進路指導、不登校支援、面談対象者の選定等）に直結するものであり、個人データ保護の基本原則が最も先鋭に問われる領域である。個人データ保護の基本原則の趣旨は、個人データに基づく決定が適切かつ公平なものとなることの確保にあり、OECDガイドライン第2原則の「関連性」の要求はそのための中核的な要件である。 本留意事項は、データの安全管理措置（漏えい防止等）については詳細に記載する一方、データの内容面の適切性（どのようなデータ項目をどのような決定に用いるのかという問題）への言及が極めて薄い。しかし、児童生徒にとって、自らのデータが漏えいするリスクと、自らに対する決定（評価・判定等）がそもそも不適切なデータ項目に基づいて行われるリスクとを比べれば、後者こそが権利利益の侵害に直結する。 とりわけGIGAスクール構想の下で、端末の操作履歴、デジタルドリルの回答時間、学習アプリの利用ログなど、従来は取得されなかった多種多様なデジタルデータが取得可能となっている。これらのデータ項目の各々が、教育指導という決定の目的に対して「関連するもの」であるかどうかの吟味なしに利活用を進めることは、個人データ保護の基本原則に照らして看過できない。 なお、上記はいずれも法改正を求めるものではなく、現行法の枠内で実務上の指針として組み込むことが可能なものである。個人情報保護委員会が定めた政策基本原則の第3原則の趣旨を留意事項の本文に反映させるものとして位置づけることができる。</p>	<p>(1) 「利用目的をできる限り特定」することの定義については総論編「1.2.3(1)利用目的の特定」に記載をしております。また、事例編の利用目的は、各自治体や学校等の運用実態や利用サービスの仕様等を踏まえた、一般的な例示にとどめております。</p> <p>(2) 手順編3-a「利用目的の達成に必要な情報を整理し、最小限の情報を保有する／取扱う」の記載に、データの量に限る意図や、利用目的達成の精度向上を許容する意図はございません。</p> <p>(3) 学習用ソフトウェア等を利用する場合を含め、個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合は、契約書等において利用目的以外の目的での利用の禁止を条項に設けることや、委託先における個人データが適切に取り扱われているか調査・評価を行うことを求めており、これらは総論編「1.4 個人情報の取扱いの委託」や手順編2-bに記載しています。学習用ソフトウェアによるデータの自動処理に用いられるロジックについても、これらの契約締結の場面や、委託先における個人情報の取扱い状況を把握する過程において、確認されることを想定しています。</p>

26	<p>※ 以下の意見は、公立学校編・私立学校編・国立学校編に共通して該当するものである。該当箇所の節番号は公立学校編に基づくが、私立学校編・国立学校編の対応箇所についても同様の趣旨が妥当する。</p> <p>意見2 コラムに対する意見：感情推測AIに関する記載の再構成について</p> <p>該当箇所 感情推測アプリに関するコラム(公立学校編【コラム5】、私立学校編【コラム4】)(寄稿：弁護士 森亮二)</p> <p>意見 感情推測AIに関するコラムの記載について、現在の構成はプライバシー権・内心の自由という観点からの分析にとどまっているが、これに加え、感情推測によって生成されたデータ項目が教育指導という決定の目的に対して「関連するもの」であるかという観点からの分析を加えるべきである。</p> <p>理由 本コラムは感情推測AIの問題を、(1)内心の自由(憲法19条)の侵害、(2)プライバシー権の侵害、(3)EU AI規則における禁止、の3点から論じている。これらはいずれも重要な指摘であるが、いずれもデータの「取得」段階の問題(感情を推測する行為自体の可否)に着目するものであり、取得したデータの「利用」段階の問題(推測された感情状態に基づいて教育的決定を行うことの可否)に十分に踏み込んでいない。</p> <p>感情推測AIの問題は、プライバシー侵害の枠組みだけでなく、個人データ保護の基本原則の観点から、以下の2つの問題として整理することができる。</p> <p>第1に、データ品質の「正確性」の問題である。本コラム自身がEU AI規則を引いて「科学的信頼性・正確性の欠如」に言及しているとおり、感情推測の結果は正確性を欠く蓋然性が高い。児童生徒が「集中している」「注意散漫である」といった推測結果が事実と合致しない場合、不正確なデータに基づく決定が行われることになる。これはOECDガイドライン第2原則の正確性の要求に直接関わる問題であり、本留意事項の本文(総論編)の枠組みで論じることができるものである。</p> <p>第2に、データ項目の「関連性」の問題である。仮に感情推測が正確であったとしても、推測された感情状態というデータ項目が、教育指導という決定の目的に対して「関連するもの」であるかは別の問題である。本コラムは「感情を識別し又は推論することを目的とするAIシステム」が「差別的な結果をもたらす、かつ関係者の権利および自由を侵害する可能性がある」とのEU AI規則前文を引用しているが、ここでいう「差別的な結果」とは、決定の目的に対して関連性のないデータ項目に基づいて児童生徒を区別して扱うことの問題にはかならない。例えば、ある授業内容に対して「嫌悪感」を示したとの推測結果に基づいて、当該児童生徒に対する指導方針を変更することは、学習指導の目的に対してそのデータ項目が「関連するもの」であるかどうか問われるべきである。</p> <p>このように整理することで、感情推測AIの問題は、コラムの中に閉じた特殊な論点ではなく、本文で論じるべきデータ品質の問題(正確性及び関連性)の具体的な適用場面として位置づけることが可能となる。ELSIIIに関するコラム(公立学校編【コラム3】、私立学校編【コラム2】)で「現時点で決まった解があるわけではありません」今後順次、新たな課題についての議論を進めて、本留意事項の改訂を行っていく予定です」と先送りされている点についても、データ品質の原則に基づく分析枠組みを導入することで、少なくとも方向性を示すことが可能である。</p>	<p>生体情報等を取得して感情を推測した結果を教育の指導・評価に活用するという目的について、コラムでは、「学校教育においては、児童生徒本人の同意の有効性について懸念があり、児童生徒の生体情報を取得して感情を推測行為やその結果をもって児童生徒を評価する行為がある場合、内心の自由を侵しているとされる可能性があります。また、この行為を通じて児童生徒を萎縮させることが考えられ望ましくありません。」としており、P32に記載しております。また、学校等において、適正に教育データを扱っていただくに当たって参考になると考え、コラムとして記載しています。</p>
27	<p>教育データの利活用に係る留意事項(第4版)公立学校編、29ページのコラムについて、不適切な記述があります。「感情を推測するAIシステムは、差別的な結果をもたらす可能性がある」と指摘されています。特に教育の場面においては、教師と子供の間関係により、特定の個人やグループの不利益につながる可能性があるとして、禁止すべきであると言及がなされています。という記述についてです。禁止すべきAIは感情を推測するAIシステムのみではなく、生成AIも含めるべきだと考えます。なぜなら、生成AIを教育分野で使用することは多大なリスクが伴います。脳波測定を用いた研究では、ヒトが生成AIを使用することは脳活動及び意欲、集中力を低下し、停滞したままになるという結果があります。この研究から分かることは、生成AIを教育分野に用いることで学生の脳の発達に多大な影響を及ぼす恐れがあるということです。以上の理由から、感情を推測するシステム及び生成AIは教育という分野において一切の使用を禁じるべきです。</p>	<p>頂いた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
28	<p>取得した端末上のログ履歴等の情報を分析して、関心に応じたコンテンツ提供のために利用します。外部に情報を出さないでくださいな</p> <p>EU 欧州連合のAI規則案では、感情を推測するAIシステムは、差別的な結果をもたらす可能性がある」と指摘されています。特に教育の場面においては、教師と子供の間関係により、特定の個人やグループの不利益につながる可能性があるとして、禁止すべきであると言及がなされていますとある以上現状は使わないのが理想では？</p> <p>AIはAIのブラックボックス問題という開発者ですら出力結果の説明や原因説明が困難な問題を抱えているので使うべきではないです</p> <p>感情推論システムの学習モデルからデータが復元されて個人情報の流出の恐れがあるのですが国が責任をもって管理できますか？</p>	<p>本留意事項は、原則として、個人情報保護法等日本の法令に基づいて留意すべき点をまとめたものであるため、御指摘の欧州AI規則の内容については含んでおりません。</p> <p>頂いた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
29	<p>EUにて差別的な結果をもたらす危険性が指摘されている感情推察アプリを教育現場に導入するのは、『使いたい』側の大人たちの都合が優先しているに過ぎず、大変不適切である。</p> <p>また、開発時点における無断機械学習という人権侵害問題を筆頭に、ディープフェイクボロボの蔓延、個人情報流出のリスクが高いこと、ブラックボックス問題により責任の所在を明らかにすることが困難な問題があること、電力や水資源の大量消費という環境破壊問題等、現状の生成AIツールを教育現場で活用することは、大変不適切であり、やめるべきである。</p>	<p>頂いた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

※なお、上記の御意見の他に、今回の「教育データの利活用に係る留意事項(第4版)(案)」に直接関係のない御意見を3件いただきました。貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございました。